

## 2 水質規制のしくみ

- 1 水質汚濁防止法（水濁法）、瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸法）、広島県生活環境の保全等に関する条例（県条例）関係

### 規制の対象

- 特定施設(a)を設置する特定事業場(b)から公共用水域(c)に排出される水(排出水(d))に対して、排水基準（P. 26～）が適用される。  
**【(a) 特定施設とは】**  
 汚水又は廃液を排出する施設、ほぼ全業種にわたって次により定められている（P. 14～21 参照）。  
 >水濁法施行令別表第1（特定施設）  
 >水濁法施行令第3条の2（指定地域特定施設）  
 >県条例施行規則別表第7（汚水等関係特定施設）  
**【(b) 特定事業場とは】**  
 特定施設を設置する工場又は事業場をいう。  
**【(c) 公共用水域とは】**  
 河川、湖沼、港湾、海域、かんがい用水路及びその他の水路等をいう。  
**【(d) 排出水とは】**  
 特定事業場から公共用水域に排出されるすべての水をいい、製造工程水はもちろん生活排水、冷却水、雨水をも含む。
- 有害物質使用特定施設(e)又は有害物質貯蔵指定施設(f)を設置する事業場に対して、構造等に関する基準が適用される。  
**【(e) 有害物質使用特定施設とは】**  
 有害物質をその施設において製造、使用又は処理する特定施設をいう。  
**【(f) 有害物質貯蔵指定施設とは】**  
 有害物質を含む液状の物を貯蔵する施設をいう。

### (1) 排水規制

#### ① 排水基準等

特定事業場からの排出水等に対して適用されるものであり、濃度規制基準と総量規制基準の2種類がある。

#### ア 濃度規制基準

##### (ア) 一律排水基準

有害物質（28物質（P. 24））と、生活環境項目（15項目（P. 24））について、国が全国一律の基準を定めている。

- >水濁法第3条第1項
- >排水基準を定める省令

##### (イ) 上乘せ排水基準

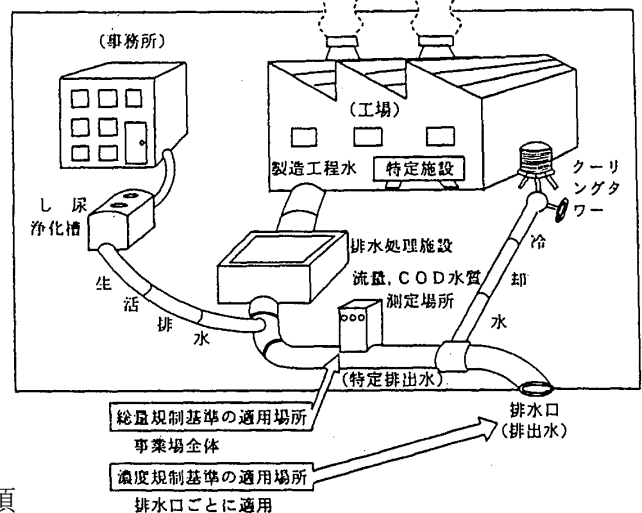
生活環境項目については、水域と項目を限定してより厳しい基準を県によって定めている。

- >水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例

#### イ 総量規制基準（>水濁法第4条の4）

指定地域内事業場（指定地域内にある日平均排水量  $50\text{m}^3$  以上の特定事業場）からの特定排出水（排出水のうち、事業活動によって汚濁負荷量が増大するもの）に対して適用される化学的酸素要求量（COD）、窒素、リンの汚濁負荷量の排出基準

特定事業場の例図



である。総量規制基準値は事業場の業種と特定排出水量によって定まる値であり、業種ごとの許容量（C値<sub>(g)</sub>）は県が定めている。（総量規制基準値の算定方法はP.60を参照。）

【(g) C値とは】 P.62～84を参照。

- 化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成14年広島県告示第728号）
- 窒素含有量に係る総量規制基準（平成14年広島県告示第729号）
- リン含有量に係る総量規制基準（平成14年広島県告示第730号）

#### 濃度規制基準と総量規制基準の比較

種類	適用される事業場規模	適用場所	単位	遵守義務	改善命令等
濃度規制基準	排水量を問わず	排水水が排出されるすべての排水口	濃度 (mg/L)	ある  〔違反の場合罰則規定がある〕	ある  〔違反の場合罰則規定がある〕
	生活環境項目 日平均排水量が50m <sup>3</sup> 以上の特定事業場 <sup>注1</sup> (一部の業種等 <sup>注2</sup> については30m <sup>3</sup> 以上)	〔工程排水〕 〔生活排水〕 〔間接冷却水〕 〔雨〕 〔水〕			
総量規制基準	指定地域内 <sup>注3</sup> にある日平均排水量が50m <sup>3</sup> 以上の特定事業場	事業場全体の特定排水 <sup>注4</sup> 〔工程排水〕 〔生活排水〕	汚濁負荷量 (kg/日)	ある  〔違反の場合罰則規定がない〕	

注1 濃度規制基準（生活環境項目）のうちCODに係る規制については、指定地域内にある日最大排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場において適用される。

注2 一部の業種等とは、と畜業、食鶏処理業又は廃油再生業に属する特定事業場及びシアン又はクロムを使用する特定事業場をいう。

注3 指定地域とは、瀬戸内海に直接又は河川等を経由して流入する地域である。（P.23参照）

注4 特定排水とは、排水のうち、事業活動等によって汚濁負荷量が増大するものをいい、間接冷却水、雨水等汚濁負荷量が増大しないものは含まない。

注5 排水基準は、P.26～40を参照すること。

#### ② 地下浸透の規制（➤水濁法第12条の3）

有害物質使用特定施設を設置する有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水<sub>(h)</sub>を浸透させるものを含む。）は、有害物質を含む特定地下浸透水を浸透させてはならない。

【(h) 特定地下浸透水とは】

有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で、有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）をいう。

#### ③ 排水の汚染状態の測定等

##### ア 排水の汚染状態の測定・記録・保存（➤水濁法第14条）

排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、当該排水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、保存しなければならない。（P.59参照）ただし、有害物質を含む特定地下浸透水の地下への浸透は禁止されている。

##### イ 汚濁負荷量の測定・記録・保存（➤水濁法第14条第2項）

総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排水を排出する者は、当該排水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、保存しなければならない。（P.85参照）

##### ウ 排水の排出方法の適正化（➤水濁法第14条第4項）

排水を排出する者は、当該公共用水域の水質汚濁の状況によっては排水基準に適合している場合でも、排水口の位置その他排水の排出方法を適切にしなければならない。

(2) 構造等に関する基準

① 構造等に関する基準の遵守義務（＞水濁法第12条の4）

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下、「有害物質使用特定施設等」という。）を設置している者は、当該有害物質使用特定施設等について、有害物質による地下水の汚染の未然防止を図るため、構造等に関する基準<sup>(i)</sup>を遵守しなければならない。

【(i) 構造等に関する基準（P. 45～53 参照）とは】

以下のア～エに関する基準が特定施設の設置時期ごとに定められている

ア 有害物質使用特定施設等の設置場所の床面及び周囲

イ 有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する設備（配管等及び排水溝等）

ウ 有害物質使用特定施設等のうち地下貯蔵施設本体

エ 有害物質使用特定施設等の使用の方法（作業及び運転）

② 構造等に関する定期点検の実施・記録・保存（＞水濁法第14条第5項）

有害物質使用特定施設等を設置している者は、当該有害物質使用特定施設等の構造等について、目視等の方法により定期点検を実施し、その結果を記録し、保存しなければならない。

(3) 事故時の措置

① 特定事業場の事故時の措置（＞水濁法第14条の2第1項）

特定事業場の設置者は、当該事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質若しくは生活環境項目について排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害<sup>(j)</sup>を発生するおそれがあるときは、直ちに応急措置<sup>(k)</sup>を講じるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

【(j) 生活環境に係る被害とは】

浄水場における取水停止等の水道被害、水田汚染等の農業被害、魚のへい死、油臭の発生等

【(k) 応急措置とは】

破損施設への有害物質又は油の供給停止、土のう積み上げ、油吸着マットの設置、汚染表土の除去等

② 指定事業場<sup>(l)</sup>の事故時の措置（＞水濁法第14条の2第2項）

指定事業場の設置者は、当該事業場において、指定施設<sup>(m)</sup>の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質<sup>(n)</sup>を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を発生するおそれがあるときは、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

【(l) 指定事業場とは】

指定施設を設置する工場又は事業場をいう。

【(m) 指定施設とは】

有害物質（P. 24）を貯蔵・使用する施設又は指定物質（P. 25）を製造・貯蔵・使用・処理する施設

【(n) 指定物質とは】

有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（P. 25 参照）

③ 貯油事業場等<sup>(o)</sup>の事故時の措置（＞水濁法第14条の2第3項）

貯油事業場等の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等<sup>(p)</sup>の破損その他の事故が発生し、油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに応急措置を講じるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

【(o) 貯油事業場等とは】

貯油施設等を設置する工場又は事業場をいう。

【(p) 貯油施設等とは】

次の油を貯蔵する貯油施設又はそれらの油を含む水を処理する油水分離施設

○原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油

(4) 事業者の責務 (➤水濁法第 14 条の 4)

事業者は、排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

2 ダイオキシン類対策特別措置法 (ダイオキシン法) 関係

規制の対象

ダイオキシン法の特定施設<sup>(q)</sup>を設置する特定事業場から、公共用水域へ排出する排水に対して、ダイオキシン法の排水基準が適用される。

【(q)ダイオキシン法の特定施設とは】

ダイオキシン法施行令に規定される水質基準対象施設のこと。

➤ダイオキシン法施行令第 1 条別表第 2

(1) 排水規制 (➤ダイオキシン法第 20 条)

特定事業場からの排水 (水質基準対象施設に係るもの) に対して一律の濃度規制基準 (P. 41 参照) が適用される。

(2) 瀬戸内海環境保全特別措置法 (瀬戸法) との関係 (➤瀬戸法第 5 条第 1 項)

ダイオキシン法の特定施設 (水質基準対象施設に係るもの) を設置しようとする事業者はダイオキシン法に規定する設置等の届出が必要だが、指定地域内 (瀬戸内海水域) の日最大排水量が  $50\text{m}^3$  以上の特定事業場は、瀬戸法の許可等が必要となる。(瀬戸法の許可を申請する場合は、ダイオキシン法による届出は不要。)